

< 国立市基本構想 「基本施策・重点施策」の変遷 >

第一期基本構想	第二期基本構想	第三期基本構想	第四期基本構想
<p><b>施策目標</b> 国立市のまちづくりの基本構想は、おおむねその全貌を現わした。次にこれらの構想を基本計画に導き、展開させるために、それぞれの具体的な施策をあげる。 構想は普遍的なものであるが、施策は流動するものである。</p> <p><b>1. 文化創造のために</b> (1) 文化的環境づくり (2) 文化活動の活発化 (3) 伝統の継承と発展</p> <p><b>2. 教育尊重のために</b> (1) 教育行政の自立 (2) 学校教育 (3) 社会教育</p> <p><b>3. 生活尊重のために</b> (1) 福祉の拡充 (2) 生活環境の整備 (3) 経済の振興と消費生活の安定</p> <p><b>4. 自然を大切にするために</b> (1) 自然の保護 (2) 緑化の推進 (3) 自然と人間の触れ合い</p> <p><b>5. 行政の推進のために</b> (1) 自治権の確立 (2) 行政の近代化 (3) 最大人口規模の設定</p>	<p><b>・まちづくりの基本施策</b> ここでは、まちづくりの目標を具体化するための基本施策を明らかにする。</p> <p><b>1. 安全で快適なまちづくりをめざして[生活環境]</b> (1) 防災対策の充実 (2) 生活道路・交通体系の整備 (3) 都市の美化推進 (4) 下水道の整備 (5) 公園・緑地の整備</p> <p><b>2. 心のかよいあうまちづくりをめざして[社会福祉・コミュニティ]</b> (1) 市民の健康増進 (2) 老人福祉施策の充実 (3) 障害者福祉施策の充実 (4) 児童福祉施策の充実 (5) 単親(母子・父子)福祉施策の充実 (6) ボランティア活動の育成 (7) コミュニティの育成</p> <p><b>3. 薫り高い文化を育てるまちづくりをめざして[教育・文化]</b> (1) 学校教育の充実 (2) 青少年の健全育成 (3) 生涯学習の充実 (4) スポーツ・レクリエーションの振興 (5) 地域文化の振興</p> <p><b>4. 発展するまちづくりをめざして[都市整備]</b> (1) 南部地域の開発整備 (2) 基幹道路の整備 (3) 中央線高架複々線事業の促進</p> <p><b>5. 活気にあふれるまちづくりをめざして[産業]</b> (1) 商工業の振興 (2) 都市農業の振興 (3) 消費生活の安定・充実</p> <p><b>・基本構想実現のために</b> すでにまちづくりの目標と目標を達成するための基本施策を明らかにした。さらに、ここでは、新構想を実現するための方策、すなわち施策推進にあたっての基本方針を確認する。 (1) 市民参加の推進 (2) 行政の文化化 (3) 婦人の社会参加 (4) 行財政運営の効率化 (5) 計画行政の推進 (6) 広域的行政の展開</p>	<p><b>・まちづくりの施策</b> まちづくりの目標を達成するためには、すべての分野の基礎的な施策を着実に実施することはいうまでもないが、今後の社会経済情勢を展望すれば、高齢社会の到来や環境問題への対応など時代が要請する課題と、国立固有のまちづくりの課題に、重点的に取り組む必要がある。 このため、まず、今後10年間に国立市がとくに推進すべき重点施策をしめし、あわせて基本施策を明らかにする。</p> <p><b>1. 重点施策</b> (1) 高齢者が安心して暮らし活躍するまちづくり (2) リサイクル型都市づくり (3) 都市基盤整備と質の高いまちづくり</p> <p><b>2. 基本施策</b> (1) 安全でゆとりと潤いのあるまちづくり[生活環境・都市景観] 防災対策の充実 生活道路・交通体系の整備 下水道の整備 水と緑の保全 環境管理の推進 都市景観の創造</p> <p>(2) ふれあいといきがいのあるまちづくり[健康・福祉・コミュニティ] 健康づくりの推進 在宅保健福祉サービスの充実 施設サービスの充実 福祉のまちづくりの推進 コミュニティの育成</p> <p>(3) 人をはぐくみ、文化を創造するまちづくり[教育・文化] 学校教育の充実 生涯学習の振興 青少年の健全育成 スポーツ・レクリエーションの振興 地域文化の振興 国際交流・国際化の推進 女性の社会参加と男女平等の風土づくりの推進</p> <p>(4) 個性と活気にあふれた発展するまちづくり[都市整備・産業] 南部地域の開発整備 市街地の再整備 基幹道路の整備 商工業の振興 都市農業の振興 消費生活の安定・充実</p> <p><b>・基本構想実現のために</b> 国立市のまちづくりの目標とこれを達成するための基本施策は、すでに明らかにしたとおりであるが、ここでは、本構想を実現するための基本姿勢、すなわち施策推進にあたっての基本方針を確認する。 (1) 市民参加・協働の推進 (2) 総合調整型行政の展開 (3) 行財政運営の効率化 (4) 情報化の推進 (5) 計画行政の推進 (6) 広域行政の展開</p>	<p><b>・将来像を実現するために</b> 将来像を実現するための四つの視点に基づいて、次のような方向で施策をすすめます。</p> <p><b>ひとを育てる・守る【教育、子育て・子育て、福祉、文化】</b> 子育て・子育てがしやすい環境をつくる 地域で学校を支える しょうがいしゃにとっても、高齢者にとっても、やさしさのあるまち くにたちの文化を受け継ぎ、つくる</p> <p><b>ひとが生きる・暮らす【生活、健康、平和と人権】</b> 元気なコミュニティをつくる 心とからだの健康を応援する 学びで人が出会い、つながる 平和と人権を市民とともに考える</p> <p><b>まちをつかう【産業、道路、環境、公共施設、防災】</b> 働く人と働く場所のために 人と自然にやさしい、誰もがつかいやすいまち よい環境をつくっていくために 公共施設などをよりつかいやすくする 安全で安心なまち</p> <p><b>まちをつくる【景観、自然、都市環境】</b> 心に残る美しいまちなみをつくる 水とみどりを育む みんなで作るまち</p>

太字等は事務局による